

令和6年度学校経営方針

1 校訓 「 気高く(学び) 清く(輝き) たくましく(きたえる) 」

【天降川 Pride】

～ 夢を描き 高い志で未来を創る 誇り高き「あもりっ子」の心 ～

- 天降川のように 自信にあふれ悠々とした 正しい心
- 天降川のように 優しくどこまでも澄んだ 素直な心
- 天降川のように 柔軟で勢いに満ちた 強くしなやかな心

2 教育目標 誇れる力を持ち 仲間と支え合いながら 力強く未来に向かう児童の育成

3 目指す子供像 確かな学力《知》… 自ら目標を立て 共に学び やり遂げる子 豊かな心 《徳》… 自他を大切にし 工夫して 生活をよりよくする子 健やかな体《体》… 運動に親しみ 健康で安全に たくましく生きる子

4 キャッチフレーズ 「 よく見て よく聴いて よく考えて よし行くぞ あもりっ子! 」

5 経営理念 (目指す学校像・教師像)

- (1) 全ての児童が、心身共に安全で、安心して生活できる学校でなければならない。
- (2) 全ての児童が、確実に力を付け、豊かな人生を送れるように最善を尽す学校でなければならない。
- (3) 情熱を持ち、児童の成長に立ち会えることを心の底から喜べる教職員でなければならない。

6 経営方針

関係法規、学習指導要領に則り、県・市教育委員会の方針と学校の実態を踏まえつつ、これまで築き上げた学校の良さを生かしながら、家庭や地域社会と連携・協働し、安全・安心な環境を堅持するとともに、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育を推進する。

(1) 安全・安心・健康

児童の安全・安心・健康を最優先事項とし、安全な環境及び危機管理体制を確立するとともに、児童の状態把握に努め、教育活動全体を通して心身の健康を守り育む取組を進める。

(2) 学力

習得・活用・探求の過程において、「知識・技能」を確実に習得させ、「思考力・判断力・表現力等」を育成し、「主体的・能動的に学びに向かう力・人間性」の涵養を図る。

(3) 指導

カリキュラム・マネジメントを進め、児童を誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、児童の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる。

(4) 評価

客観的事実に基づく検証を重視し、「指導と評価の一体化」を図るとともに、児童の変容を可視化し、児童自身が獲得した資質・能力を認知したり、共有したりできるように工夫する。

(5) 連携・協働

児童のキャリア形成を見通し、市民性（シチズンシップ）の育成を図るため、家庭・地域との連携・協働による多様な学習機会の確保など「社会に開かれた教育課程」を推進する。

7 重点目標

社会の変化（Society 5.0）を見据えた学習指導要領の理念を念頭に、「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイング」をコンセプトとして、カリキュラム・マネジメントによる組織的かつ計画的な教育活動の質の向上を図り、本校課題の解決を目指す。

(1) 「指導を揃える」

「チーム天降川」を基盤に6年間を見通す組織体制の充実と効果的・効率的運営を目指す。

- ア 教育課程の実施状況の客観的把握と課題共有
- イ 指導内容・指導方法・指導重点を揃えた「一事徹底」
- ウ エビデンス（根拠・証拠）とアセスメント（客観的診断・評価）を重視したPDCAサイクル
- エ 組織体制の機能の整理と優先課題の焦点化による効果的・効率的な業務改善
- オ 学習にふさわしい環境づくり（きれいで整った学校 意欲が沸く校内掲示・広報周知）

(2) 「安全・安心・健康を守る」【最優先事項】

安全・安心の取組みと健康増進を進め「事故0」「いじめ・不登校0」「虫歯0」を目指す。

- ア 現状を反映した各種管理マニュアルの随時改善と管理徹底（安全管理・いじめ対策等）
- イ 生徒指導体制の確立と家庭・地域・関係機関等との連携（教育相談・ケース会等）
- ウ 全教育活動を通しての「命の教育」の推進（人権同和教育・道徳教育・SDGs・生活指導）
- エ 「虫歯0」への取組みや感染症等対策の徹底（保護者協働・流行性疾患等対策）

(3) 「飛躍的に学力を向上させる」【最重点課題】

「学力向上プラン」の改善により、アンダーアチーバー0を目指す。

- ア 「知識・技能」の習得状況の分析と確実な定着（共通実践事項と形成的評価の確立）
- イ 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善による「思考力・判断力・表現力」の育成（「聴き合う関係づくり『聴く・つなぐ・もどす』」読書による情操や語彙の習得）
- ウ 学習状況の可視化と児童のメタ認知による自己評価及び改善（授業連動型家庭学習）

(4) 「個々の発達を支える」

個に応じた指導や支援を充実させ、将来を見通した自立支援を目指す。

- ア 特別な配慮を要する児童への適切な支援（認知能力の向上・個別支援計画の改善）
- イ インクルーシブ教育・ユニバーサルデザインへの取組
- ウ 特別活動を要としたキャリア教育（キャリアビジョン・プラン・パスポート）
- エ 年間を通し個の目標達成に取り組む体力向上への取組（体幹トレーニング）

(5) 「未来を切り拓く力を付ける」

児童が様々な社会変化に向き合い、課題解決できる対応力の育成を目指す。

- ア 各教科等で共通する情報処理・整理・分析・まとめ・表現等のICT活用
- イ 身近な社会に着目したSDGs達成のためのESD（持続可能な開発のための教育）の推進

(6) 「地域ぐるみで育てる」

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を家庭・地域と共有し、積極的な連携を図り、それぞれが機能を発揮できる環境を目指す。

- ア 地域と共に教育する「社会に開かれた教育課程」の推進（郷土・文化等 HPでの広報）
- イ 家庭・地域の支援による児童の安全・安心の確保（あもりサポーター（仮称））
- ウ 社会教育関係団体等（PTA、子ども会、公民館等）との連携

(7) 「力を磨く」

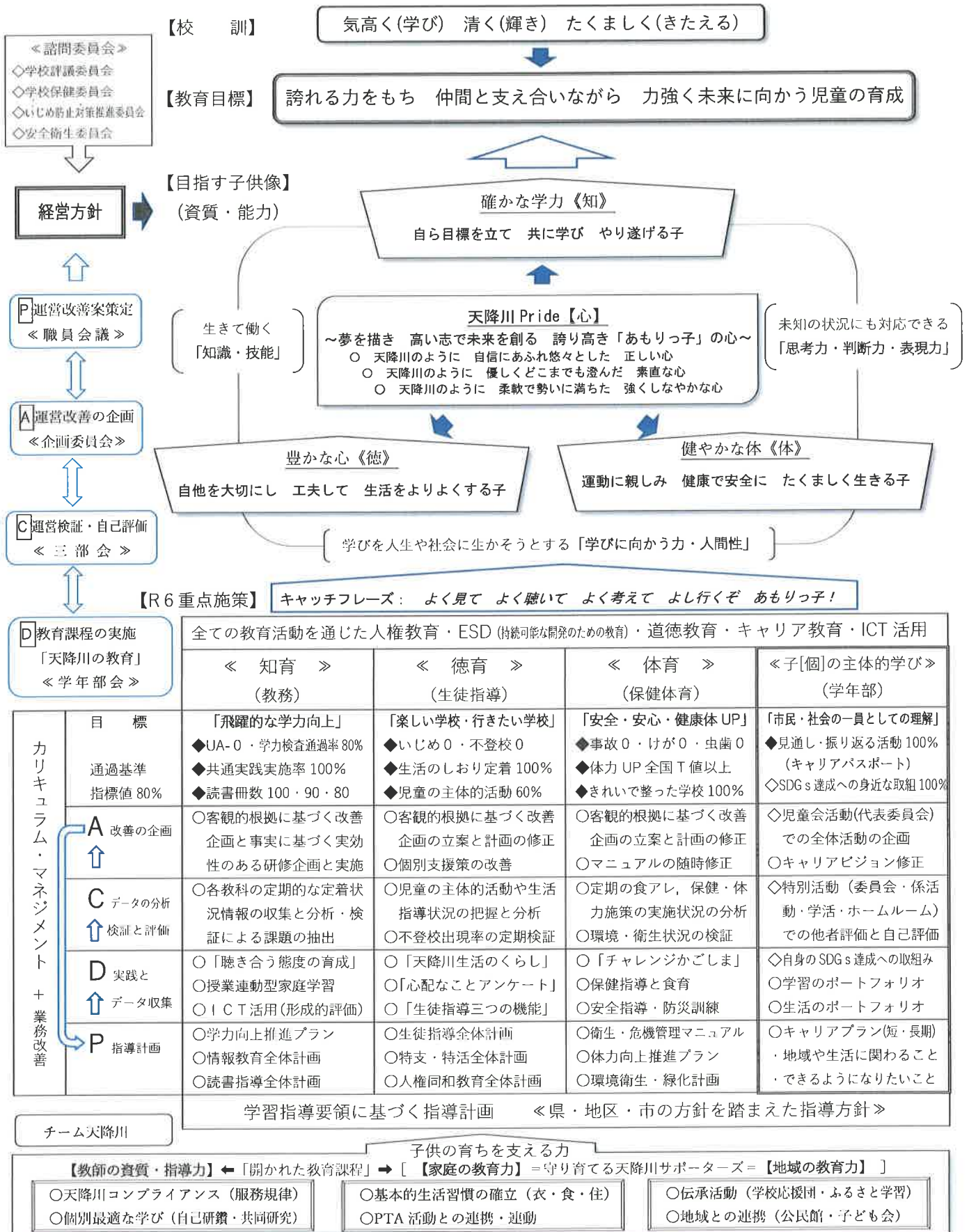
教師が学びのモデルとなり、時代に応じた指導力の積極的な習得を目指す。

- ア 実態に即し実践に還元できる職員研修の推進（校内研修・相互参観研究等）
- イ 1つ上のステージを目指した自己研鑽のための研修の充実（校外研修・教育論文等）



令和6年度 天降川小学校グランドデザイン

SDGs 2030 達成 Society5.0 で「生きる力」 = よりよい学校教育を通じたよりよい社会の創造



令和 6 年度 PTA 総会

【会 順】

1. 開会のことば
2. 令和 5 年度 PTA 会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 学校職員紹介
5. 議長選出
6. 協議
 - ① 令和 5 年度 PTA 年間活動報告
 - ② 令和 5 年度 PTA 会計決算報告
 - ③ 令和 5 年度 PTA 会計監査報告
 - ④ PTA 会則改定等 (案)
 - ⑤ 令和 6 年度
PTA 執行部役員及び PTA 監事報告 (案)
 - ⑥ 令和 6 年度 PTA 活動方針 (案)
 - ⑦ 令和 6 年度 PTA 年間活動計画 (案)
 - ⑧ 令和 6 年度 PTA 活動予算 (案)
7. 連絡事項等
8. 閉会のことば

令和 6 年 4 月 22 日 (月)

霧島市立天降川小学校

令和5年度 天降川小学校PTA年間活動報告

月	日	曜	PTA関係行事	月	日	曜	PTA関係行事
4	6	木	始業式・入学式	10	1	日	大運動会
	20	木	第1回新旧執行部会		6	金	市P連第2回評議員会・交流会
	24	月	PTA総会・学級PTA		12	木	第7回執行部会
5	10	水	市P連第1回評議委員会	11	2	木	第8回執行部会・地域部会
	11	水	第1回拡大企画委員会(委員長選出)		3	金	霧島市人権フェスタ
	19	金	市P連総会		18	土	市PTA研究大会
6	2	金	7校PTA(南中)		25	土	PTA委嘱公開
	7	水	地区PTAリーダー研修会(菱刈)		28	火	校内持久走大会 学級PTA 学校保健委員会
	8	木	第2回PTA執行部会	12	1	金	7校PTA(南中)
10	土	授業参観, フッ化物説明会, 引き渡し訓練	14		木	第9回執行部会・拡大企画委員会	
水泳授業自由参観週間(6/26~6/30)			22		金	終業式	
29	木	学校保健委員会	1		9	火	始業式
30	金	学級PTA		16	火	中学校入学説明会(隼人・舞鶴・国分南)	
7	6	木		第3回執行部会	17	水	授業参観, 学級PTA
	20	木		終業式	18	木	授業参観, 学級PTA
	27	木	第4回執行部会・保体部会	25	木	市学校保健研究協議会	
8	24	木	第5回執行部会	26	金	新1年生体験入学及び入学説明会	
9	1	金	始業式	2	13	火	学校保健委員会
	12	火	授業参観・学級PTA(下・特支)		15	木	第10回執行部会
	13	水	授業参観・学級PTA(上・特支)		20	火	学級PTA, PTA評議員会
	14	火	第6回執行部会	3	1	金	市P連第3回評議員会・交流会
	16	土	PTA奉仕作業(運動会準備)		22	金	卒業式
	30	土	運動会準備		25	月	修了式, 離任式

令和5年度 天降川小学校 P T A一般会計収支決算書

総 収 入	4,361,338
総 支 出	3,195,119
残 高	1,166,219

収入の部

項 目	当初予算額 (a)	決 算 額 (b)	増 減 (b)-(a)	備 考 (主な内容)
会 費	2,898,000	2,979,190	81,190	(350円×12ヶ月)×690P戸 <P戸数は教職員含む>
雑 収 入	1,000	25,198	24,198	預金利息、各種PTA団体からの事務手数料
繰 越 金	1,356,950	1,356,950		前年度繰越
	4,255,950	4,361,338	105,388	

支出の部

項 目	当初予算額 (a)	決 算 額 (b)	増 減 (b)-(a)	備 考 (主な内容)
会 議 費	250,000	21,068	▲ 228,932	会議参加に関する諸費用・交通費 ほか
報 償 費	229,000	229,000		役員報酬
慶 弔 費	250,000	140,677	▲ 109,323	慶弔規定に基づく支出
広 報 費	150,000	148,050	▲ 1,950	県PTA新聞購読料 ほか
行 事 費	500,000	518,305	18,305	PTA行事に係る運営費、卒業証書ファイル(金型含む) ほか
消 耗 品 費	200,000	189,475	▲ 10,525	文具、備品代、学校印刷室使用コピー用紙・インク代 ほか
事 務 通 信 費	50,000	20,130	▲ 29,870	振込手数料、送料、かざんシステム使用料 ほか
学級・学年・各委員会	400,000	287,225	▲ 112,775	学級/学年/各委員会/親子読書会/読み聞かせへの補助費 ほか
教育奨励費	350,000	303,070	▲ 46,930	飼育・校内緑化、図書室関連、外部講師への旅費・謝金 ほか
負 担 金	300,000	274,519	▲ 25,481	市P連及び各種負担金、PTA団体障害保険 ほか
特別会計用積立金	100,000	100,000		記念行事等準備金(特別会計通帳へ)
総 務 費	950,000	963,600	13,600	事務補助員人件費
予 備 費	526,950	0	▲ 526,950	義援金など突発的事項に関する支出
	4,255,950	3,195,119	▲ 831,899	

令和5年度 天降川小学校 P T A特別会計収支決算書

総	収	入	1,161,723
総	支	出	111,659
残		高	1,050,064

1.収入の部

項 目		備 考
繰越金	1,061,707	特別会計用積金定額預金額
特別会計用積金	100,000	今年度積立額
預金利息	16	
合計	1,161,723	

2.支出の部

項 目		備 考
体育行事用テント購入	111,659	
合計	111,659	

※ 教育奨励費より一部支出59,941円を加え171,600円で購入する

令和 5 年度 会 計 監 査 報 告 書

令和 6 年 4 月 16 日、天降川小学校執行部室において瀬戸口会長、持田会計立会いのもと、年度末会計監査を実施いたしました。

証拠書類・帳票及び預金通帳等を精査した結果、領収証等もよく整理され、違算もなく適正かつ正確に執行されていることを確認いたしました。

令和 6 年 4 月 16 日

監事 松村 葉



監事 水元 美十代



霧島市立天降川小学校PTA会則（案）

（名称）

- 第1条 本会は天降川小学校PTAと称し、事務局を天降川小学校（以下「本校」）におく。
住所：〒899-4322 鹿児島県霧島市国分福島1丁目1-15
電話：0995-47-0077

（目的）

- 第2条 本会は、学校・地域・家庭が互いに連絡を密にし、子ども達の健全育成を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。
- 1 家庭と学校との緊密な連携によって児童の健全な育成に努める。
 - 2 学校や地域、家庭の教育環境の充実を図る。
 - 3 会員相互の教養を高めるとともに、親睦を図る。
 - 4 その他、目的達成に必要なことを行う。

（会員）

- 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。
- 1 本校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者。
 - 2 本校の職員。

（会費）

- 第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（役員の種類）

- 第6条 本会に、次の役員を置くことができる。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
 - (6) 顧問 1名
- 2 会長、副会長、書記、会計、顧問のことを執行部と称する。

（役員を選任）

- 第7条 役員を選出方法は下記のとおりとする。
- 1 会長、副会長及び書記、会計は、企画委員会の承認を得て、評議委員会で決定する。ただし、決定直後の総会において報告しなければならない。
 - 2 監事は、会員の中から会長がこれを委嘱し、総会で報告する。
 - 3 監事は会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることはできない。
 - 4 顧問は、学校長をもってあてる。

（役員職務）

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 書記は、総会及びこの会の活動に関する記録をし、必要書類の保管をなし、各種会合について通知する他、会長から委任された職務を行う。
 - 4 会計は、総会が決定した予算に基づいて、会長の指示により一切の会計事務を行う。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の会計の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について法令若しくは会則違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。
 - (5) 各種会議に出席し、意見を述べる事ができる。

6 顧問は、各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とするが、この限りではない。また、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し保護者にあつては児童の転校又は卒業、職員にあつては転退職など、相応の理由がある場合はこの限りではない。

(総会種別)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第12条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第13条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(3) 第8条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があつたとき。

(総会招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の15日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に招集する必要があると認める場合は、電話等、他の手段により通知することができる。

(総会議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会定足数)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会議決)

第17条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員表決権)

第18条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(評議委員会の構成)

第 21 条 評議委員会は、執行部、学級部長、各地域部長、各専門委員長、教務・生徒指導・保健の各主任及び各学年主任をもって構成する。

(評議委員会の権能)

第 22 条 評議委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(評議委員会の招集)

第 23 条 評議委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、評議委員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 20 日以内に評議委員会を招集しなければならない。
- 3 評議委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 15 日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に招集する必要があると認める場合は、電話等他の手段により通知することができる。

(評議委員会の議長)

第 24 条 評議委員会の議長は、その評議委員会において、出席した会員の中から選出する。

(評議委員会の定足数等)

第 25 条 評議委員会には、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「評議委員会」と、「会員」とあるのは「評議委員」と読み替えるものとする。

(企画委員会の構成)

第 26 条 企画委員会は、執行部、各専門委員長、学年部長をもって構成する。

(企画委員会の権能)

第 27 条 企画委員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 評議委員会に付議すべき事項
- (2) 総会・評議委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会・評議委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他 P T A 会長が必要と認める事項

(部会)

第 28 条 本会は、その目的を達成するために必要な事項について、調査・研究・立案・実施するため全会員により次の部会を組織し、必要に応じて部別に活動を行う。会員は各部会に、重複して属する。

1 地域部会

- (1) 地域部会は各地域に置き、地域に居住するすべての会員で構成され、地域役員を中心に地域での活動を行う。
- (2) 地域部長、地域生活安全部長を地域役員とする。

2 学級部会

- (1) 学級部会は各学級に置き、学級に属するすべての会員で構成される。
- (2) 学級部長、学級副部長 2 名を選出し、学級副部長のうち 1 名は、学校保健委員として活動する。また 1 名は、役員選考の任を兼務する。

(専門委員会)

第 29 条 本会は、その目的を達成するために必要な事項について、調査・研究・立案・実施するため次の専門委員会を組織し、必要に応じて委員会別に活動を行う。

(1) 総務委員会

県・市 P T A が企画する研修への参加、その他本会を運営するために必要な業務。

(2) 保健体育委員会

学校における体育行事の補助，児童の健康管理，環境衛生，学校給食に関すること，その他。

(3) 生活安全委員会

学校安全に関すること，下校指導，夜間や長期休暇中の補導，その他。

(専門委員会の所属)

第 30 条 各専門委員会に所属する保護者の会員については，総務委員会が 3 年生，保健体育委員会が 4 年生，生活安全委員会が 5，6 年生の保護者とする。但し，児童は複数学年にまたがるときは，末子の学年の委員会に所属するものとする。

(経費)

第 31 条 本会の活動に要する経費は，会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業計画及び予算)

第 32 条 本会の事業計画及び予算は，会長が作成し，毎会計年度開始前に，総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には，会長は，総会において予算が議決される日までの間は，前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(旅費)

第 33 条 本会の要務を帯びて旅行する会員には，本会旅行規定を適用する。

(慶弔)

第 34 条 本校に在籍する児童及び保護者会員，または職員会員並びに本会で雇用する者（以下職員等）には，本会慶弔規定を適用する。

(表彰)

第 35 条 本会の運営ならびに活動に著しい功績のあった会員等，功労者に対する表彰には，本会表彰規定を適用する。

(役員報償)

第 36 条 本会役員には，本会役員報償規定を適用する。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算は，会長が事業報告書，収支決算書，財産目録等として作成し，監事の監査を受け，毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 38 条 本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

(備付帳簿及び書類)

第 39 条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) その他必要な帳簿及び書類

(他団体との連携)

第 40 条 本会は他の P T A と連携し，また必要な場合は連絡会等に参加することができる。

(委任)

第 41 条 この規約の施行に関し必要な事項は，企画委員会，評議委員会で協議の上，施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この会則は、総会の議決があった日から施行する。

会則改定 (案)

(役員の種類別) 第6条

(3)書記 1名 → 若干名 へ変更。

(評議委員会の構成) 第21条

学級部長 → 各学級委員長 へ変更。

各専門委員長 → 各専門委員会部長 へ変更。

(企画委員会の構成) 第26条

各専門委員長 → 各専門委員会部長 へ変更

各地域部長 を追加

(部会) 第28条 1 地域部会

(3) 各地域における運営について、会員数等各地域の実情に応じ地域副部長, 地域生活安全副部長をおくことができる。を追加

(役員報償) 第36条

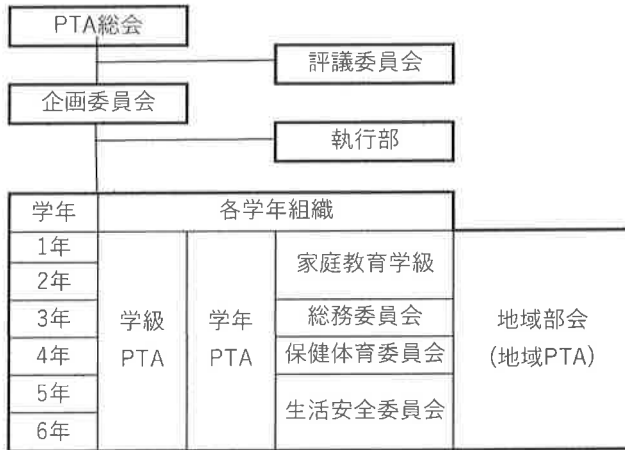
報償 → 報酬 へ変更。

天降川小学校PTA組織

1. PTA組織の目的

- より多くの会員が活動に参加しながら、お互いの絆を深めることができるよう、学級(学年)単位での活動を中心とした組織にする。
- 親としてどのように子育てをしていくかを学びながら、学校や地域と共に児童の成長を見守り促すPTAとしていく。
- 学校や地域と共に、児童にとってよりよい教育環境を作っていけるようなPTAとしていく。

2. PTA組織図



3. それぞれの活動内容と役員数

(1) 学級PTA・学年PTA(全保護者が学級・学年毎に所属)

- 子育てや家庭生活などの悩みやアイデアを出し合い、保護者同士が絆を深める。
- 学級毎に年間の活動計画を立てる。学級代表が集まって、学年としての活動も企画することができる。(PTA予算に、学級及び学年PTAの活動費を計上する)
- 学級委員長1名、副委員長2名とし、各学級委員長から学年部長1名を選ぶ。

(2) 家庭教育学級(1・2年生の保護者が所属)

- 講演や実習・見学などを通して、家庭教育のあり方や具体的な進め方を学習する。
- 1・2年生の保護者の中から、家庭教育学級長1名及び副学級長1名を選出し、家庭教育学級主事(教頭)と共に活動計画の作成、運営を行う。

(3) 各委員会(3～6年生の保護者が所属)

- 天降川小PTAの目的を達成するための各種活動を行う。
- 保護者は末子(兄弟がいる場合は一番年下の学年)の委員会に所属する。(1・2年生が末子の場合は、委員会には所属せず、家庭教育学級に属する) なお、未就学児がいる家庭は、委員会での活動などは配慮する。
- 学級毎に学級委員長1名及び副委員長2名、各専門委員会学級代表1名及び副代表1名を選出する。
- 学級副委員長の2名は、1名は学校保健委員、1名は役員選考委員を兼務する。
- ◎総務委員会：外部のPTA関係研修会などへの参加呼びかけ、講演会の企画・運営や広報活動、市・県のPTA活動への協力など。
- ◎保健体育委員会：子どもたちの健康生活に関する情報収集や啓発活動、学校体育的行事への協力など。
- ◎生活安全委員会：家庭内外での児童の健全な生活に関する活動を行う。下校時の安全確保、長期休業などの巡回指導、中学校や企業、商店等との連携など。霧島市交通安全母の会担当2名を選出する。

(4) 地域部会(地域PTA)

- 地域部会は各地域に置き、地域に居住するすべての会員で構成される。(PTA会則第28条参照)
- 地域役員を中心に地域での活動(旗当番)を行う。

- ① 4月にPTA総会を開催し、活動内容と役員選考等について決定する。
- ② 学校PTAで、学級役員(委員長、委員会代表等)を選出する。
- ③ 企画委員会を開催し、学級PTAの進め方を研修する。また、学年委員長を互選する。
- ④ 委員会毎に、年間の活動内容とスケジュールを話し合う。
 - ※1 ③の日程の詳細は、PTA総会もしくは学級PTAにて説明する。
 - ※2 ①～④については、執行部の各担当が説明・支援を行う。

天降川小学校PTA役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、会則第36条に基づき、本会役員に対する報酬に関することを定めるものとする。

(趣旨)

第2条 この規定における報酬とは、PTA旅費規定に係らない交通費及び通信費の補助を指す。

(報償の額)

第3条 本会は、予算に定める範囲内で、次の表に定める基準により各役員に対し報償を支払うことができる。

(単位：円)

番号	役職等	報酬(年額)
1	会長	30,000
2	副会長	10,000
3	書記	10,000
4	会計	15,000
5	専門委員長	5,000
6	専門副委員長	3,000
7	学年部長	5,000
8	学年副部長	3,000
9	監事	3,000
10	地域部長	3,000
11	地域生活安全部長	3,000

(報酬の支払い)

第4条 役員報酬は、年度末に支払う。

天降川小学校 PTA慶弔規定

(総則)

第1条 この規定は、会則第33条により、慶弔に関する事項を定めるものとする。

(適用される事項)

第2条 この規定が適用される事項及びその内容は、別表のとおりとする。

2 別表に規定のない特殊な事項が発生した場合は、会長は企画委員会の協議・承認を経て特別に慶弔等の支出をすることができる。ただし、その場合は直近の総会でその概要を報告しなければならない。

別表(第2条関係)

番号	内容	金額等	備考
1	児童、会員及び職員等の死亡	5,000円	会長承認を得て10,000円程度の生花
2	職員等の1親等の死亡	5,000円	父母及び子
3	職員等の配偶者の死亡	5,000円	
4	職員等の婚姻	5,000円	重複する場合は主たる者へ
5	職員等の転退職	3,000円	1年未満
		5,000円	1年以上3年未満
		6,000円	3年以上4年未満
		7,000円	4年以上5年未満
		8,000円	6年以上
6	各地区からの敬老行事への招待	5,000円	

摘要

(1) 1～3の場合、会長又は会長の委任を受けた者が会葬し、弔意を表すものとする。ただし、葬儀が遠方で行われるなど特別な事情がある場合は、この限りではない。

(2) 5の場合、相当額の記念品に代えることができる。

(3) 6の場合、基準額以内の記念品に代えることができる。なお、各地区年1回までとする。ただし、各地区とは、新川・広瀬・野口・松木・福島の5地区を指す。

(施行期日)

附則

平成22年5月18日 この規定は、設立総会から施行する

平成23年1月14日 企画委員の協議により規定変更を起案することに決定

平成23年2月18日 企画委員会で決議

平成23年2月23日 評議委員会に報告、承認

平成23年4月26日 規定変更を総会にて報告、承認

平成24年11月14日 企画委員会の協議により規定変更を起案することに決定

平成25年2月21日 評議委員会に報告、承認

平成25年4月25日 規定変更を総会にて承認、施行

令和5年度 P T A会費徴収方法について

本校はかぎん e-バンクに登録し、学級費・教材費等と合わせて P T A会費を含む金額を口座より引落しさせていただきます。

一世帯当たり一口の徴収ですので、PTA会費は長子口座からの引き落としとなります。

引き落としの日程につきましては、学校と協議の上、別途ご案内いたしますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

徴収金額 350円×12か月=4,200円

*5月～翌年2月に分けて徴収させて頂く予定です。

P T A 団体傷害保険の保障概要

【契約方式】

P T A 団体傷害保険とは、学校単位 P T A が所属し、もしくは構成員となっている組織を保険契約者とし、単位 P T A 毎に、P T A 会員・通学する児童及び P T A 行事への参加が事前に P T A により認められている者全員を被保険者とする準記名式契約です。

【保障内容】

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶発的な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払い致します。ただし、日本国内における事故に起因するものに限りします。

< 1 > 被保険者が P T A の会員の所属する P T A 管理下において P T A 行事に参加している間

< 2 > 被保険者が P T A の行事に参加するため P T A が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中

(注1) P T A 管理下とは、P T A の指揮・監督及び指導下をいいます。

(注2) P T A 行事とは、P T A が企画・立案し主催及び共催する行事で、P T A 総会、運営委員会など P T A 会則（名称のいかんは問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害事故の場合には、この保険の対象とはなりません。

(注4) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒病状を含みます。

○保健機関（責任期間）開始前の事故（傷害・損害）によるものは、保険金をお支払い致しません。

【保険金額と保険料】

保険金額（ご契約金額）		保険料（一時払い）
死亡・後遺障害	350万円	一世帯当たり（年間） 100円
入院保険日額	1,400円	
通院補償日額	1,000円	

令和6年度 執行部役員・専門委員長・監査名簿（案）

役 職		氏 名	末子学年	担当委員会
執行部	会長	瀬戸口 志保	5年2組	全般
	副会長	飯川 千穂	2年3組	保健体育
	副会長	川畑 舞子	1年3組	総務
	副会長	北原 聖里菜	2年3組	総務
	副会長	土橋 万理	3年4組	保健体育
	副会長	永濱 望	2年2組	総務
	副会長	橋口 卓矢	2年4組	生活安全
	副会長	山之口 勝也	2年2組	保健体育
	副会長	村山 明啓	教頭	
	副会長	上水流 健彦	教頭	
	書記	池田 麗沙	1年4組	生活安全
	書記	水谷 千穂	3年2組	保健体育
	書記	山岡 祐子	1年2組	生活安全
	会計	前田 麻衣	5年4組	生活安全
	顧問	大山 政弘	校長	
監事		小牟禮 愛依子	2年1組	
監事		副島 之利子	1年2組	
専門 委員会	生活安全委員長	専門委員長については 決まり次第ご報告いたします		
	保健体育委員長			
	総務委員長			
各学年部長				

地 域 組 織

地 域	役 職	氏 名	学 年	地域担当職員
福島	地域部長	新屋 悟	6年2組	上江洲陽子 田中奈巳
	地域生活安全部長	又木 鈴美	4年4組	
	地域生活安全副部長	田村 由夏	3年3組	
新川南	地域部長	河本 智美	5年3組	宇都 太貴 奥村帆乃夏
	地域生活安全部長	清水 由美子	5年3組	
新川北	地域部長	當房 裕子	5年4組	伊地知里菜 木下智千耶
	地域副部長	中馬 彩	2年3組	
	地域生活安全部長	眞茅 亜沙美	4年3組	
	地域生活安全副部長	野頭 莉菜	5年4組	
松木	地域部長	冷水 恵理子	1年4組	岩坪 雄太 内田悠士郎
	地域生活安全部長	久保 サチ子	4年4組	
	地域生活安全副部長	花森 友美	5年2組	
野口	地域部長	元 綾香	3年3組	奥 麻子 甲斐 朱莉
	地域生活安全部長	宮田 緑	5年3組	
広瀬	地域部長	笹山 雅之	3年4組	加藤 歩 折田 夏実
	地域生活安全部長	田端 洋平	1年1組	

令和6年度 PTA活動方針（案）

令和6年度 役員選出について

※今年度、学級PTAで皆さんに話し合っていた内容や意見を踏まえ、履歴カードの管理方法や役員選出に関するルールを執行部会で検討しました。検討した内容を、令和6年度役員選出時に試行し、天降川小学校PTAらしいPTAの在り方や役員選出に関するルール等について、令和6年度以降も引き続き学級PTA等で話し合いの場を持ち、検討を重ねていきたいと思います。

① 履歴カードについて

★これまで使用していた履歴カードの使用は廃止する。

また、履歴カードに代わるもの(履歴証明書等)も作成しない。

【理由】

- ・児童数の増加=P戸数の増加により、履歴カードの枚数が増え、管理が難しい。
- ・履歴カードのルールが周知されていないため、履歴記号が正しく記入されていない。また、ルール通りに役員選出が出来ていない。
- ・過去の履歴カード(卒業後)は個人情報保護のため破棄されている。
(兄弟が同時に在学している場合は一緒に保管されていることが多いが、長子卒業後に末子が入学した場合は卒業児童のカードは破棄されている)
- ・平成28年度のPTA組織改革で委員会等の組織が見直されている。

② 新たな役員選出のルール

- ・これまでの役員履歴は残し(平成28年度以前を含む)、個人管理(自己申告)とする。
- ・○・◎のマークをなくし、下記1)、2)の役職をされた方は"役員履歴がある"とする。
- ・統一した役員一覧表を作成し、役員履歴を管理する。管理はPTA執行部が行う。
- ・役員履歴や諸事情については"配慮する事項"とし、役員選出時の参考とする。
 - 1) これまでに以下の役職を務めた方。
(役職を務めた回数が多くても、これまで通り免除の対象にはならない)
 - ◎監事
 - ◎学級委員長・副委員長
 - ◎学級専門委員会(総務・保健体育・生活安全)委員長・副委員長
 - ◎専門委員会(総務・保健体育・生活安全)部長・副部長
 - ◎地域部長・地域生活安全部長、地域副部長・地域生活安全副部長
 - ◎家庭教育学級長・副学級長但し、役員の自薦・再任は妨げない。
 - 2) 執行部役員(会長・副会長・書記・会計)を2年以上務めた方は全ての役職を免除する。
但し、役員の自薦・再任は妨げない。
 - 3) 役員選出時に、地域PTAでの班長等の役職をしている方、子ども園・幼稚園や中学校、育成会(子ども会)等で役員をしている方。
 - 4) 未就学児がいる方、転入されたばかりの方、家族を介護・看護されている方。
他特別な事情がある方。(個人情報保護のため自己申告とする)

委員長等になった方が「大変だ」「面倒だ」「やりたくない」など思わないよう、活動内容は随時検討していきます。

PTA活動は天降川小PTA会員全員で活動するものとし、出来る時に出来る方が、楽しく活動できる天降川小学校PTAを目指します！

令和 6 年度 PTA 活動方針（案）

地域部会(地域 PTA)～旗当番について

令和 5 年度は、生活安全委員会の委員長・副委員長の皆さん、地域 PTA/地域部長・地域生活安全部長の皆さんと旗当番に関する各地域の現状についての情報交換や意見交換をしました。その内容を踏まえて、天降川小学校 PTA の地域部会として統一したルールを検討・作成しました。

今回作成したルールや話し合われた活動内容は今後も継続的に学級 PTA や拡大企画委員会等で検討してきます。

① 旗当番について

PTA 会則（部会）第 28 条～

『地域部会は各地域に置き、地域に居住するすべての会員で構成され、地域役員を中心に地域での活動を行う』
皆さんが天降川小学校 PTA の学級部会、地域部会の会員です。
子ども達の安全確保のため旗当番へのご協力をお願いします。

② 備品の購入について(旗、旗を入れるバッグ、名簿・当番表を挟むバインダー、ペン等)

- 1) 旗当番は PTA 活動であるため、旗当番に必要な備品は、PTA 予算より支出する。
- 2) 備品：旗、旗等を入れるバッグ、名簿・当番表を挟むバインダー、ペン等
- 3) 名簿や当番表等の印刷は学校印刷室で行う。(PTA 予算でコピー用紙を購入しています)
- 4) 破損等や新たに必要な備品がある場合は、速やかに学校に届け出る。
- 5) 各地域で購入した場合は、領収書を速やかに学校に提出する。

③ 事故等の際の補償

PTA が計画したもの、PTA の管理下にある行事は、PTA 団体傷害保険(損害保険ジャパンの傷害保険で契約)で保障される。(令和 5 年度 PTA 総会資料 1 2 ページ参照)

事故等が発生した場合は速やかに学校へ届け出る。

令和6年度 PTA 執行部からのお願い、お知らせ

- ① 学校へ来られる際は、ネームプレートを付けましょう。
- ② 学校や PTA からのお知らせ(紙文書、安心メール)に目を通し、回答が求められるものには期限までに回答・提出をお願いします。
- ③ 個人を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、話し合いや活動をしましょう。
- ④ PTA・学校行事は、大人が児童にマナーを示すよい機会であることを意識した行動を心がけましょう。
- ⑤ 旗当番は地域部会(地域 PTA)の活動です。(子ども会、育成会は別組織です)
私たち会員は学級部会(学級 PTA)と地域部会(地域 PTA)に重複して所属しています。
(PTA 会則第 28 条) 子どもたちの安全確保のため、ご理解、ご協力をお願いします。
- ⑥ 委員会活動以外で、全戸へボランティア募集することがあります。積極的な参加をお待ちしております。(令和 5 年度では、持久走大会の沿道サポーターや南側駐車場整備への参加を呼びかけました)
- ⑦ あもりがわりユース活動(制服等のリユース)や子どもの成長を願う保護者の会(不登校や不登校傾向の児童を抱える保護者、不登校問題に興味のある方が対象)を開催しています。興味のある方は PTA 執行部役員、教頭先生までお問い合わせください。
- ⑧ 南側・北側駐車場は霧島市の管理となっており、霧島市から場所をお借りして駐車場として使用させていただいています。運転マナーや走行速度に注意して使用しましょう。



**子ども達の安心・安全のため、楽しい学校生活のため、
会員皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします！**



令和6年度 天降川小学校PTA年間計画（案）

月	日	曜	P T A 関係行事	月	日	曜	P T A 関係行事
4	8	月	始業式・第15回入学式	11	1	金	地域が育む「かごしまの教育」県民週間
	15	月	第1回新旧執行部会		16	土	県PTA委嘱公開（国分ハウジングホール）
	22	月	P T A 総会・学級P T A		27	水	校内持久走大会 学級PTA 学校保健委員会
5	8	水	市P連第1回評議委員会	12	29	金	第2回7校P T A（南中）
	9	木	第1回拡大企画委員会・P T A 執行部会		5	木	地区学校保健研究協議会
	10	金	市P連第1回評議員会		24	火	終業式
	17	金	市P連総会		8	水	始業式
6	8	土	授業参観，引き渡し訓練	1	17	金	中学校入学説明会（隼人中・舞鶴中・国分南中）
	14	金	第1回7校P T A（南中）		24	金	新1年生体験入学及び入学説明会
	20	木	P T A リーダー研修会		2	日	始良・伊佐地区生涯学習推進大会（霧島市） 道義高揚・豊かな心の推進大会
	水泳授業自由参観週間（6/24～6/28）						25
7	5	金	学級P T A ・学校保健委員会	2	26	水	学級P T A 授業参観 P T A 評議員会
	19	金	終業式		7	金	市P連第3回評議員会
9	2	月	始業式	3	24	月	第15回卒業式
	10	火	授業参観・学級P T A（下・特支）		25	火	修了式，離任式
	11	水	授業参観・学級P T A（上・特支）		※ P T A 執行部会は、毎月定期的を実施。		
10	4	金	市P連第2回評議員会				
	19	土	人権フェスタきりしま				
	26	土	運動会準備				
	27	日	第15回運動会				

総務委員会(3年) 各種外部会合の出席分担(令和6年度)

- 学年はじめの学級PTAで、末子出席者全員を全ての会合が埋まるように割り振るよう(学級委員長・副学級委員長は免除)全ての会合が割り振れたら、末子欠席者を割り振ってください。割当て人数より多い分は構いません。
- 他学年には市P連から案内が来たときに参加希望を募ります。
- 市外の研修会には旅費が出ます。 ※年間1人1回のご参加をよろしく申し上げます。

期日	6月20日 (木)	10月19日 (土)	11月18日(土)	1月					合計
会合名	PTAリーダー研修会(栗野中央公民館)	人権フェスタきりしま(国分ハウジングホール)	県PTA活動研究委嘱公開霧島大会(国分ハウジングホール)	部落解放霧島市研究会(改善センター)					
参加要請数	5	5	45	5					60
1組	1	1	9	1					12
2組	1	1	9	1					12
3組	1	1	9	1					12
4組	1	1	9	1					12
5組	1	1	9	1					12

保健体育委員会(4年) 各種外部会合の出席分担(令和6年度)

期日	12月5日 (木)	1月29日 (水)							
会合名	地区学校保健研究協議会(始良公民館)	市学校保健研究協議会							
参加要請数	2	3							

※拡大企画委員会の際に、学級の専門委員長で分担します。(学年委員長、副委員長は免除)

※運動会前に全家庭で活動の分担をしていた年もあります。

生活安全委員会(5・6年) 各種外部会合の出席分担(令和6年度)

期日	5月	6月1日 (土)					
会合名	地区交通安全 全母の会	スクール・防 犯ポアンテ等研 修会(隼人体育 館)					
参加要請数	2	3					

※地区区交通安全全母の会の会員は、拡大企画委員会の際に、学級専門委員長の中から選出します。(学年委員長、副委員長は免除)

※昨年度は、後日、学級ごとに放課後や長期休業中の見回り分担を行いました。

P T A 執行部 各種外部会合(令和6年度)

期日	5月10日 (金)	5月17日 (金)	6月14日 (金)	6月21日 (金)	10月4日 (金)	11月22日 (金)	11月29日 (金)	月 日 ()	3月7日 (金)		
会合名	市P連第1 回評議員会	市P T A 連 絡協議会総 会及び親睦 会	5校P T A (舞鶴中)	第1回7校 P T A (国 分南中)	市生徒指導 研究協議 会・校外生 活指導連絡 会	市P連第2 回評議員会	始良・伊佐 区域単位P T A 会長説 明会	市生徒指導 研究協議 会・校外生 活指導連絡 会	第2回7校 P T A (国 分南中)	5校P T A (舞鶴中)	市P連第3 回評議員会 及び懇親会

令和6年度 天降川小学校PTA 一般会計 予算書 (案)

1 収入の部

費 目	本年度予算	備 考
会 費	2,956,800	(350円×12ヶ月)×704P戸 <P戸数は教職員含む>
雑 収 入	1,000	預金利息、各種PTA団体からの事務手数料
繰 越 金	1,166,219	
合 計	4,124,019	

2 支出の部

費 目	本年度予算	備 考
会 議 費	250,000	会議参加に関する諸費用・交通費 ほか
報 償 費	229,000	役員報酬
慶 弔 費	250,000	慶弔規定に基づく支出
広 報 費	150,000	県PTA新聞購読料 ほか
行 事 費	500,000	PTA行事に係る運営費、卒業証書ファイル(金型含む) ほか
消 耗 品 費	200,000	文具、備品代、学校印刷室使用コピー用紙・インク代 ほか
事 務 通 信 費	50,000	振込手数料、送料、かぎんシステム使用料 ほか
学級・学年・各 委 員 会	400,000	学級/学年/各委員会/親子読書会/読み聞かせへの補助費 ほか
教 育 奨 励 費	350,000	飼育・校内緑化、図書室関連、外部講師への旅費・謝金 ほか
負 担 金	300,000	市P連及び各種負担金、PTA団体障害保険 ほか
特別会計用積 立 金	100,000	記念行事等準備金(特別会計通帳へ)
総 務 費	950,000	事務補助員人件費
予 備 費	395,019	義援金など突発的事項に関する支出
	4,124,019	

企画書(活動補助費)提出の流れ

<学級・学年委員長>
<各専門部長>

<PTA執行部・学校>

